

赤井川村地域防災計画

【原子力防災計画編_原子力災害避難計画】

平成30年8月

赤井川村

〔目 次〕

原子力防災計画編_原子力災害避難計画

第1章 総則	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 計画の性格	1
第2章 避難計画の基本的事項	2
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方	2
第2節 防護対策等に係る判断基準	2
第3節 緊急事態における防護措置等	8
第4節 防護措置決定の流れ	9
第5節 防護対策区域の状況	9
第6節 避難等の事前準備	10
第3章 緊急事態における配備体制	11
第1節 事故発生通報の流れ	11
第2節 各事態における応急活動の内容	12
第4章 広報及び指示伝達	13
第1節 伝達手段	13
第2節 伝達経路	13
第3節 伝達内容	14
第5章 屋内退避	15
第1節 屋内退避の指示基準	15
第2節 屋内退避の指示	15
第3節 屋内退避の方法	15
第4節 屋内退避の留意事項	16
第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避	16
第6節 屋内退避の解除等	17
第6章 避難等	18
第1節 避難等の指示基準	18
第2節 避難先等	18
第3節 避難等手段の決定	18
第4節 避難等誘導	19
第5節 避難等ルート	19
第6節 避難ルート上の避難退域時検査場所	20
第7節 自家用車避難の留意事項	20
第8節 バス等による輸送計画	20
第9節 要配慮者への対応	20
第10節 一時滞在者への対応	21

第 11 節 避難の解除等	21
第 7 章 安定ヨウ素剤の服用	22
第 8 章 飲食物の摂取制限	22
第 9 章 救急医療体制	22
別紙 参考資料	23

第1章 総則

第1節 計画の位置付け

この計画は、赤井川村地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第3節に定める、避難等に関する計画であって、住民等の防護対策を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

なお、国の原子力災害対策指針等の改正、原子力防災訓練その他の取組の検証結果を踏まえ、必要に応じて、赤井川村地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすること等の特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 避難計画の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1. 避難等の目的

原子力災害の発生に際し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくから保護し、又はそれを低減するために、必要に応じ、避難等の防護対策を講ずる。

2. 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがあり、外部被ばくに関しては、線源からできるだけ距離を隔て、放射線を遮へいし、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることを基本として、必要な防護対策を講ずる。

第2節 防護対策等に係る判断基準

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）

緊急事態区分及び泊発電所の状態に基づき各緊急事態区分を判断する E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) の枠組みについては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等によるものとし、次のとおりとする。

当該資料は、原子力災害対策指針で定める「各緊急事態区分を判断する E A L の枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

なお、泊発電所 1、2、3 号機については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するまでの間は、次の(1)に該当する。

また、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

ア 情報収集事態

情報収集事態を判断する事象の概要
①泊村（立地村）において、震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合

イ 警戒事態

警戒事態を判断する事象の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合
③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合
④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合
⑤オンライン総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合
⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
※ ④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。

ウ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断する事象の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下すること。
②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

エ 全面緊急事態

全面緊急事態を判断する事象の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

- (2) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

ア 情報収集事態

情報収集事態を判断する事象の概要
①泊村（立地村）において、震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合

イ 警戒事態

警戒事態を判断する事象の概要
①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

ウ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断する事象の概要

- ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。
- ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。
- ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。
- ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

エ 全面緊急事態

全面緊急事態を判断する事象の概要

- ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
- ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
- ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
- ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
- ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
- ⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 運用上の介入レベル (O I L)

放射性物質の放出後の防護措置の実施を判断する基準となるO I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとし、次のとおりとする。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要														
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)														
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染														
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の窃取を制限とともに1週間程度内に一時移転を実施														
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定														
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種^{*7}</th> <th>飲料水 牛乳・乳製品</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg^{*8}</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>β ルミニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	β ルミニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}																
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																
β ルミニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのG S G - 2 におけるO I L 6 値を参考として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEAでは、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3 、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3節 緊急事態における防護措置等

1. 泊発電所の緊急事態区分に応じた防護措置等

泊発電所の緊急事態区分に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	情報収集事態	・要員参集 (第1非常配備)	—	—
	警戒事態	・要員参集 (第2非常配備) ・情報収集、連絡体制の構築	—	—
	敷地施設緊急事態	・要員参集 (第3非常配備) ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングへの協力 【屋内退避】 ・屋内退避準備
	全面緊急事態	・要員参集 (第3非常配備) ・国及び道への応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングへの協力 【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

空間放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区分	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングへの協力 【避難】 ・避難の実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングへの協力 【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
	O I L 4	・住民等への情報伝達	— 【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
	O I L 2	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングへの協力 【一時移転】 ・一時移転の実施
	O I L 6	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

第4節 防護措置決定の流れ

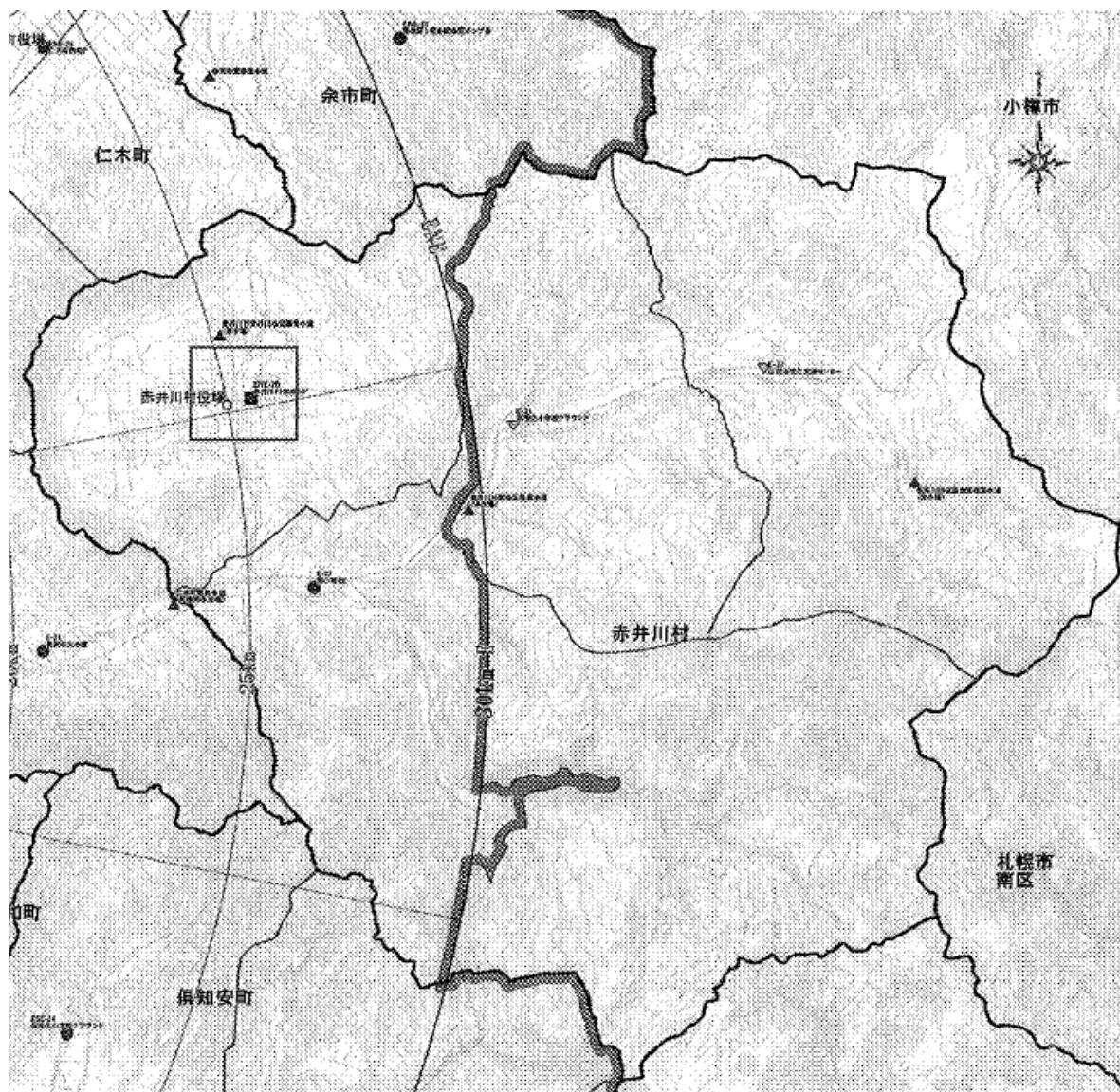
村は、原子力災害対策指針で定めたE A L及びO I Lの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、住民等に対する防護措置を迅速かつ的確に実施する。

なお、村は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

第5節 防護対策区域の状況

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図2－4－1及び下表のとおりである。

■図2－4－1 防護対策区域図■



資料：北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）（平成29年6月修正）より作成

■ U P Z 内の人口構成とその分布状況 ■

O I L 地点名	避 離 区域名	世 帯 数	人 口	性別		要配慮者の状況				
				男	女	0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 婦	外 国 人	避 難 要 支 援 行 動 者
				(世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
E N E - 26 (赤井川村赤 井川モニタリ ングポスト)	日ノ出、 中央、 母沢	68	139	73	66	5	15	0	2	42
	1町内、 共栄、 富田、 1池田、 2池田	171	334	162	172	12	32	0	2	111
	2町内、 旭丘	150	321	153	168	15	46	0	3	53
E - 27 (都小学校)	曲川、 1都、 2都	110	234	114	120	13	30	0	1	47
E - 31 (旧落合小学 校グラウンド) ※U P Z 外	落合	23	40	19	21	0	8	0	0	10
E - 37 (山村活性化 支援センター) ※U P Z 外	常盤	128	135	71	64	2	0	0	88	1
計		650	1,203	592	611	47	131	0	96	264

資料：北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）（平成29年6月修正）より作成

第6節 避難等の事前準備

村は、避難及び一時移転はバス等による輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車等による避難予定者を事前に把握し、集合場所、避難所（一時滞在場所を含む。）を定めるとともに、職員の中から避難誘導責任者及び避難所責任者を指定しておくものとする。

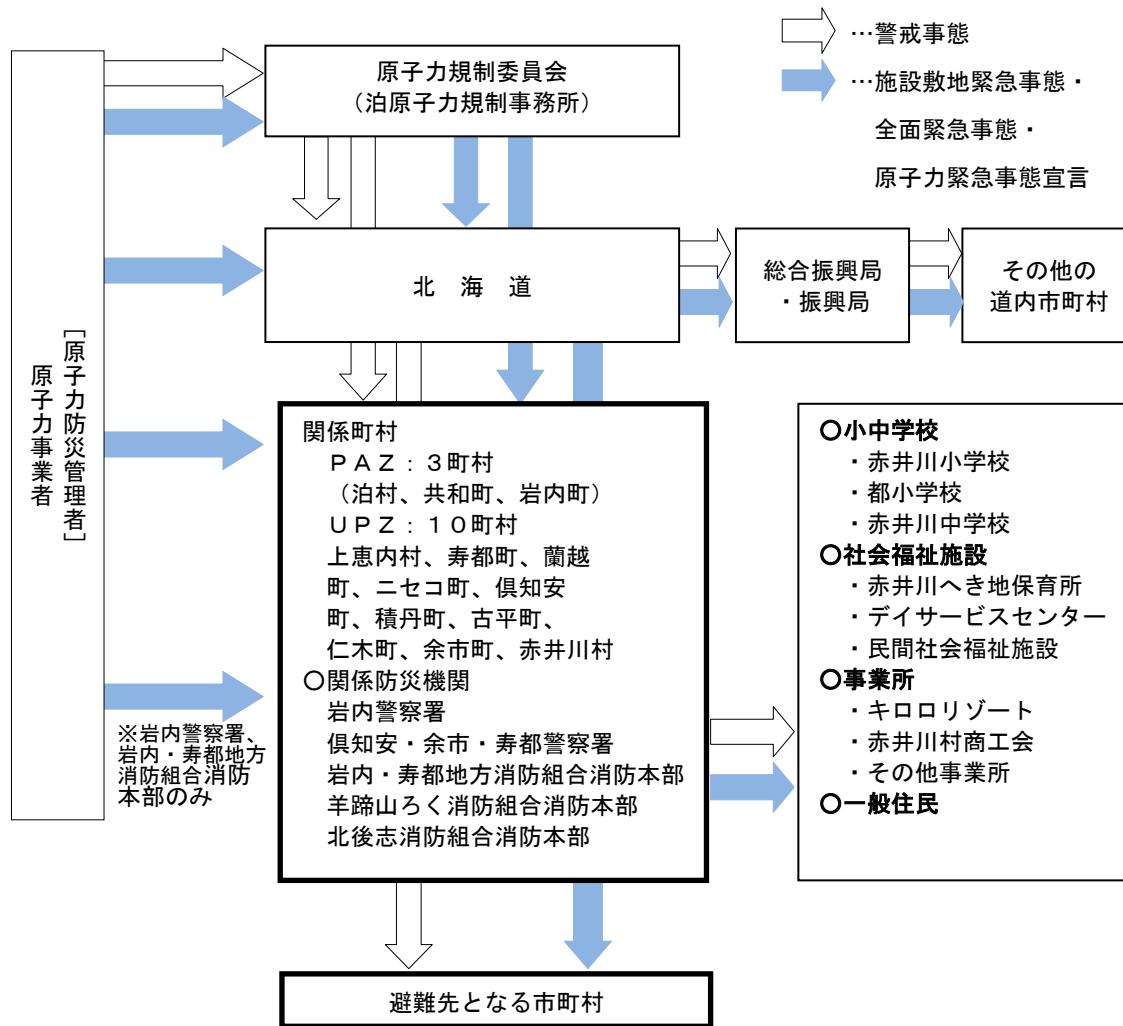
また、早期の避難が困難な要配慮者をあらかじめ把握しておくとともに、当該住民が避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合に備え、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物を把握しておく。

なお、避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）及び簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）に関しては、道の原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映させる。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制は、次のとおりとする。



第2節 各事態における応急活動の内容

緊急事態区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
情報収集事態	第1非常配備		村の配備体制
			・関係する部署の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に移行できる体制とする。
			国及び道等との連携
			・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整
警戒事態	第2非常配備	警戒本部の設置	情報の収集
			・国等からの情報の収集 ・緊急時モニタリング情報、気象情報
			住民等対応
			・住民等からの問い合わせに対する対応
施設敷地緊急事態・全面緊急事態	第3非常配備	災害対策本部の設置	村の配備体制
			・災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。
			国及び道等との連携
			・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・北海道現地災害対策本部への連絡員の派遣 ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国への専門家の派遣要請 ・国、道への必要な協力の要請等
			事故関連情報の収集
			・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報
			住民広報
			・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力
			緊急時モニタリング
			・緊急時モニタリングへの協力（空間線量率の測定及び報告）
			防護措置
			・屋内退避の準備、実施（屋内退避施設開設、住民等の受入れ） ・安定ヨウ素剤の配布、服用 ・原子力被災者生活支援チームとの連携

(注) 具体的な職員の配置については別紙参考資料のとおり。

第4章 広報及び指示伝達

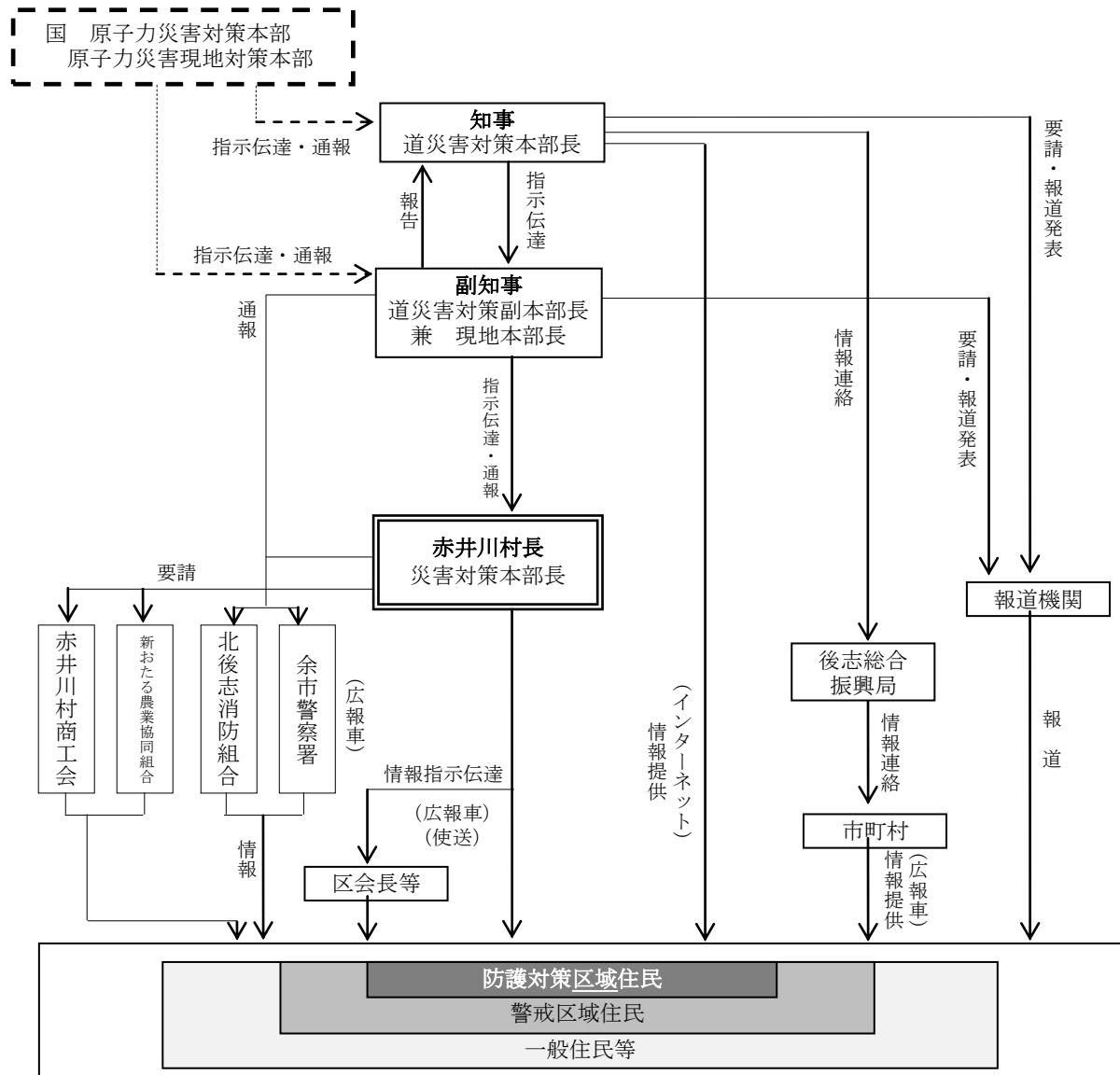
第1節 伝達手段

住民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリヤメールの活用）
- (5) インターネットを活用した広報

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路



第3節 伝達内容

住民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 村及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

■広報例文■

①警戒広報

こちらは、「ぼうさいあかいがわ」です。

本日午前（午後）○時○分頃、「北海道電力泊原子力発電所」で「□□□□□」事象が発生しました。放射性物質の放出は確認されておりません。

住民の皆さんには、不要不急の外出を控え、今後の村からの広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

現在、村では、国や道と連携し、詳しい事故情報の収集に当たっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

②屋内退避指示広報

こちらは、「ぼうさいあかいがわ」です。

赤井川村原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

○月○日午前（午後）○時○分に発生した、「北海道電力泊原子力発電所」での「□□□□□」事象が重大事故に至り、内閣総理大臣が、本日午前（午後）○時○分原子力緊急事態宣言を発出しました。

放射性物質による被ばくから住民の皆さんを守るため、建物の中へ避難することが必要です。

住民の皆さんには、自宅や最寄りの公共施設などの建物の中に避難し、建物の窓や扉などの開口部を全て閉めるとともに、全ての空調設備を停止してください。また、「原子力防災のしおり」を読み、落ち着いて建物内にとどまってください。

赤井川村原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の村の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

③避難指示広報

こちらは、「ぼうさいあかいがわ」です。

赤井川村原子力災害対策本部から、重要なお知らせです。

「北海道電力泊原子力発電所」の重大事故により、次の地区的皆さんには、広域避難先まで避難することとなりました。対象地区は、「○○地区、△△地区」です。避難にバス等を利用される方は、指定された集合場所に集まって下さい。

(避難対象地区に学校が含まれ、かつ平日の場合)

なお、学童はバスで避難所へ搬送します。避難所にて保護者へ引き渡しますのでご承知おきください。

また、自家用車による避難を行う方は、交通規制を遵守し、避難してください。

そのほかの地域の皆さんには、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に避難して下さい。

赤井川村原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の村の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたE A Lを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため、気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を的確に把握した上で実施する。

第2節 屋内退避の指示

村は、国又は道から屋内退避の指示又は通知があったとき並びに独自の判断により、屋内退避の指示を行うときは、余市警察署及び北後志消防組合消防本部の協力を得て、防護対策区域内の住民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

※参考 知事からの屋内退避の指示又は通知の内容

- (1) 事故の概要
- (2) 原子力災害の現況と今後の予測
- (3) 講じている対策と今後とるべき措置
- (4) 屋内退避をとるべき防護対策区域
- (5) その他の必要な事項

第3節 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。

- (1) 村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとともに、U P Z内の住民避難が円滑に実施されるよう配慮するものとする。
- (2) 村は、住民等に対して、防災行政無線、広報車、携帯電話、インターネット等の広報手段を活用して、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努めるものとする。
- (3) 村は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも注意するよう周知するものとする。
- (4) 村は、学校等施設の管理者や村教育委員会等と連携し、幼児、児童、生徒を迅速かつ安全に屋内退避させるものとする。

第4節 屋内退避の留意事項

村は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) すべての窓、扉、換気口等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等による村又は道からの指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をすること。
- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となるものをあらかじめ用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、村からの指示に従うこと。
- (9) 屋内退避施設等へ退避するなど場合は、マスク及び外衣を着用すること。
- (10) 屋内退避を指示するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先させること。

第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

- (1) 村は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。
- (2) 村は、前記(1)の屋内退避を指示した場合、防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。
- (3) 村及び道は、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。
- (4) 村及び道は、国と協議の上、前記(1)の屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

第6節 屋内退避の解除等

村は、屋内退避の指示等を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災行政無線、広報車、緊急速報メール等による村からの指示伝達に留意すること。
- (2) 道が必要に応じて実施する健康調査等を迅速に実施できるよう協力すること。
- (3) 村から配布される被災地住民登録様式に必要事項を記載し、村が指定する期日までに提出すること。

参考：屋内退避施設（コンクリート建物）

施設名	所在地	電話番号	給食設備の有無	退避誘導責任者及び退避施設責任者	対象地区
健康支援センター	字赤井川318-1	35-2050	有	保健福祉係	日ノ出 中央 母沢
赤井川小学校	字赤井川72	34-6860	有	教育委員会 学校教育係	1町内 共栄 富田 1池田 2池田
赤井川中学校	字赤井川67	34-6861	有	教育委員会 学校教育係	2町内 旭丘
都小学校	字都113	34-6121	有	国保衛生係	曲川 1都 2都
山村活性化支援センター	字常盤443-1	34-6669	有	介護サービス係	落合 常盤

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

村は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超えるおそれがあると認められる場合は、避難又は一時移転のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施する。

第2節 避難先等

避難等に係る地区別の集合場所(自家用車避難者を除く。)及び避難先(一時滞在場所を含む。)は次のとおりとする。

地区名	集合場所	避難誘導責任者	避難先	避難所責任者
日ノ出、中央、母沢	健康支援センター	保健福祉係		
1町内、共栄、富田、1池田、2池田	赤井川小学校	教育委員会 学校教育係	キロロリゾート 赤井川村字常盤128-1 TEL 0135-34-7111 (一時滞在場所)	保健福祉係 及び キロロリゾート 安全衛生推進室長
2町内、旭丘	赤井川中学校	教育委員会 学校教育係	同上 宴会場、 その他施設	
曲川、1都、2都	都小学校	国保衛生係		
落合、常盤	山村活性化支援センター	介護サービス係		

第3節 避難等手段の決定

避難等は、バス等による車両輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとする。

国から避難指示案を伝達された場合は、あらかじめ把握した住民の避難手段を踏まえ、当該指示案に対する意見を述べることとともに、道と連携し、住民の避難等に必要な支援を国に要請する。

本計画においては、陸路による避難を標準とするが、道路状況(道路寸断、渋滞等)により、陸路による避難が困難な場合は、原子力災害合同対策協議会において、国や道と協議し、避難手段を決定するものとする。

1. バス等

自家用車等の避難手段を持たない住民は、村が指定する集合場所に集合(原則、徒歩)した上で、村が確保したバス等及び国や道の支援により確保したバス等により、避難等を行う。

2. 自家用車等

自家用車等による避難等を行う住民にあっては、村から特段の指示がない限り、本計画に定める避難ルートを通行するものとし、警察による交通誘導などを遵守し、安全運転で避難を行う。

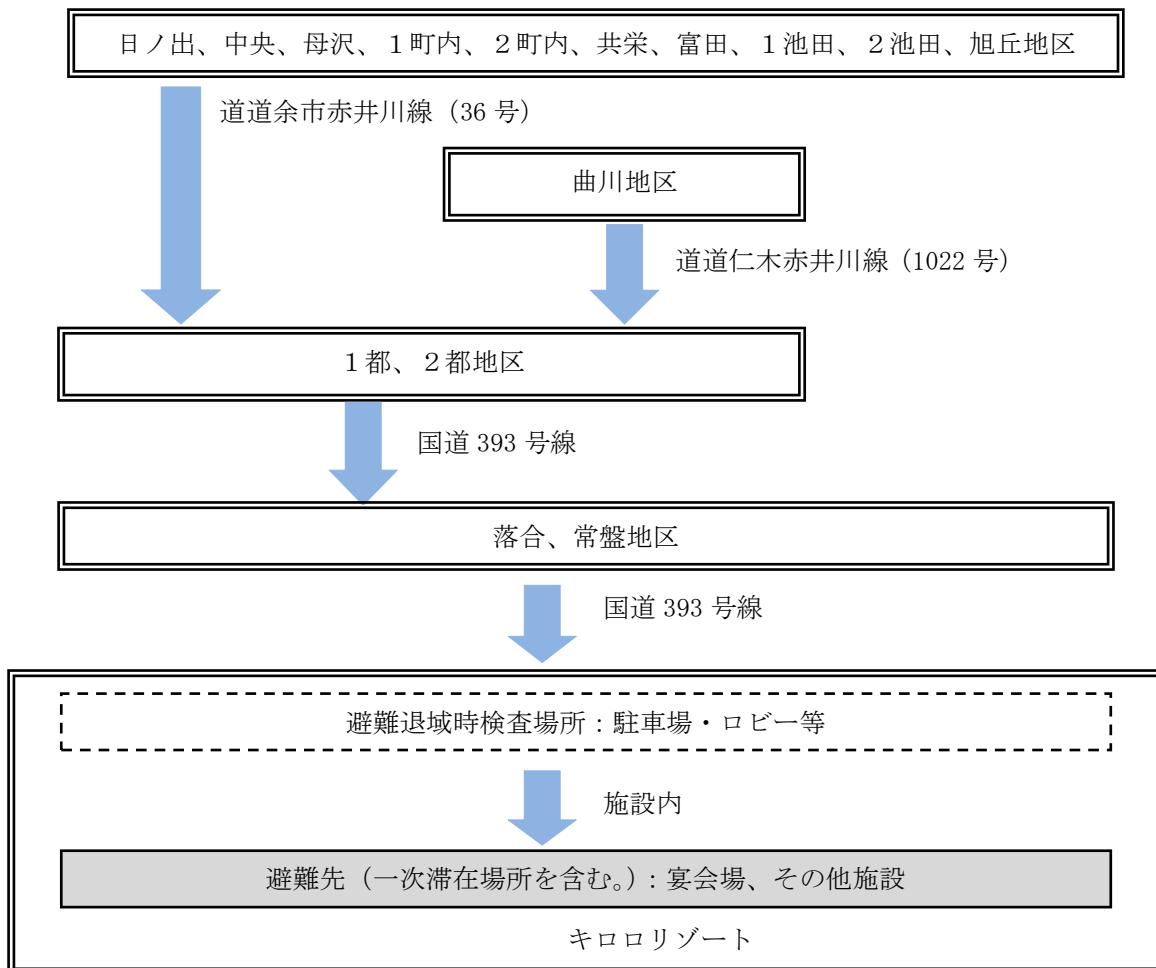
第4節 避難等誘導

村は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等、あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

第5節 避難等ルート

避難等に当たっては、多数の車両が避難先等に集中することが想定されるため、あらかじめ地区単位で、次のとおり避難経路パターンを設定する。

なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、これにより難い場合は、原子力災害合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決定する。



第6節 避難ルート上の避難退域時検査場所

村は、道と連携し、避難住民等を対象とした避難退域時検査を行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。

なお、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映するものとする。

第7節 自家用車避難の留意事項

村は、自家用車によって避難する住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) 村からの指示を待って、避難を行うこと。
- (2) 交通誘導等に従い、安全運転で一時滞在場所に向かうこと。
- (3) 避難に使用する自家用車等の燃料は常に満タンにするよう心がけること。

第8節 バス等による輸送計画

番号	区分	大型	中型	小型	計	輸送人数	備 考
1	村民間バス		1(36) 5(29)		6	181	キロアリシエイツ所有
2	村所有バス		1(29)		1	29	赤井川ハイヤー官貸車
合計			7		7	210	

※ バスの台数は、大型：45人以上、中型：28人以上、小型：25人以上として計算する。

※ 避難先が村内の施設のため、上記によりピストン輸送を想定している。事情により村内のバスが利用できない場合、国及び道へ上記と同数のバスを支援要請する。

※ 避難の輸送は、多数の車両（バス、自家用車等）が避難エリア等に集中することが想定されるため、道が行う避難時間推計シミュレーション結果を参考に、必要な修正を行う。

第9節 要配慮者への対応

1. 学校の児童・生徒、保育所の幼児

学校の児童、生徒等の在校時において災害が発生した場合は、原則、下校させるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教員等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

2. 社会福祉施設の入所者

バス等による避難等が可能な社会福祉施設の入所者は、各施設で所有する車両等、村が手配するバス等及び国や道の支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入所者等にあっては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間

は、当該施設又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

3. 在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあっては、自家用車及び国や道の支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあっては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、自宅又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

4. 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第10節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求ることとし、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設等への避難を促すものとする。

第11節 避難の解除等

- (1) 村は、避難の指示等を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。
 - ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による村からの指示伝達に留意すること。
 - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
 - ウ 村から配布される被災地住民登録様式に必要事項を記載し、村が指定する期日までに提出すること。
- (2) 避難誘導責任者は、村が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該区域の集合場所に輸送するとともに、必要に応じて要配慮者の帰宅支援を行うものとする。
- (3) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、災害対策本部へ直ちに報告するものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

村は、道と連携し、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を行うものとする。

なお、配布・服用に際しては、道が別に定める手続きに基づき、原則として医師の関与のもとで速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処体制を確保するものとする。

第8章 飲食物の摂取制限

村は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関である小樽市立病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、北後志消防組合と連携して対応するものとする。

別紙 参考資料

体制区分別の職員配置

◇第1非常配備

配備課等	配備職員等
総務課	総務課長、総務課主幹、総務係長、企画地域振興係長、財務係長、税務係長

◇第2非常配備

配備課等	配備職員等
警戒本部長	村長
警戒副本部長	副村長
本部付	教育長
総務課	総務課長、総務課主幹、総務係長、企画地域振興係長、財務係長、税務係長、税務係員（モニタリング）
建設課	建設課長、土木係長、水道係長
保健福祉課	保健福祉課長、保健福祉係長、国保衛生係、介護サービス係長、介護保険係
その他	出納課長、介護保険課長、産業課長、教育委員会次長、議会事務局長

◇第3非常配備（全職員）

対策部等	対策班・配備職員等	
本部長	村長	
副本部長	副村長	
総務対策部 部長：総務課長 副部長：総務課主幹 〃：総務係長	総務班（班長：企画地域振興係長）	企画地域振興係 総務係 住民係
	管財班（班長：財務係長）	財務係 税務係
民生対策部 部長：保健福祉課長 副部長：介護保険課長	福祉班（班長：保健福祉係長）	保健福祉係 国保衛生係 介護サービス係 介護保険係
	農政班（班長：土地改良係長）	農政係 土地改良係
経済対策部 部長：産業課長 副部長：出納課長	産業班（班長：産業係長）	産業係 農地係
	建設班（班長：土木係長）	土木係 建築係
建設・水道対策部 部長：建設課長 副部長：議会事務局長	水道班（班長：水道係長）	水道係
	教育班（班長：学校教育係長）	総務係 学校教育係 社会教育係

※避難誘導については駐在所長、消防職・団員が担う。